

北山村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
北山村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、北山村立学校（以下、「学校」という）の教育職員の勤務状況を改善することにより、教育職員自身が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることで、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領の理念に基づいた質の高い教育の実現を目指すことを目的とする。

これは、地方自治法、学校教育法、地方公務員法、労働安全衛生法等の関係法令、並びに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）に則り、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する文部科学大臣指針に基づき策定するものである。

本計画が目指す「働き方改革」は、労働時間の削減のみを目的とするものではなく、教育職員の心身の健康を確保し、「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を組織全体で醸成し、業務の「精選」と「効率化」を進めることにある。

その真の目的は、教育職員が本来担うべき学習指導、教材研究及び授業準備等の専門的な指導業務に注力し、子どもと向き合う時間、授業改善、自己研鑽など、本質的な活動のための時間を確保することで、学校における教育活動の質的向上を図ることである。

北山村教育委員会と学校は、互いに連携して本計画を総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、北山村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より実効性の高い働き方改革を進めていく。

(2) 本村の現状

本村では、学校の教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

- ・勤務時間管理の徹底
- ・校務支援システム、保護者連絡システムの導入による事務負担の軽減
- ・部活動実施時間の見直しによる休養日や1日の活動時間の遵守
- ・給食費、教材費の無償化等による、教員による徴収業務等の削減
- ・村教育委員会との提出書類の削減・必要事務の見直しおよび効率化

こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は下記のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を 下回る割合	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合	年360時間を 上回る割合
小学校	23.3時間	83.3%	16.7%	0%	20.0%
中学校	17.7時間	97.2%	2.8%	0%	0%

小学校中学校を合わせて、時間外在校時間が45時間を超える割合は6.9%、年間360時間を上回る割合が11.8%となっている。

こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・年間の時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【令和6年度は12.7日】
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・小中学校ともにスクールバスの運行を継続するとともに、見守り活動を実施する場合においても育友会及び学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による活動を中心とする。

○放課後から夜間などにおける、児童生徒が補導された時の対応

- ・補導された児童生徒の引取りは保護者が第一義的な責任を負うことについて、学校警察連絡協議会等において認識を共有する。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・学校による徴収業務はほぼ公会計化されているが、予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、さらなる軽減を図る。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・北山村学校等におけるカスタマー・ハラスメント対応指針にもとづき、教育委員会が窓口となり、必要に応じ警察、村顧問弁護士の助言のもと対応する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・国・県・村から学校に発出される調査・統計等の回答に係る事務負担の軽減に努める。
- ・調査・統計等への回答については、事務職員も含め職員間の役割分担を行い、一部の職員に事務負担が偏らないように努める。

○ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員が中心となっていく。

○部活動

- ・平日の部活動については、勤務時間内に実施する。
- ・休日の部活動については、令和13年度までに、原則、地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を効果的に活用することによって事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職員の生徒指導関係の校内会議への参加を進め、その知見を活用しつつ教育職員による連携・協働した支援体制を促進する。
- ・教育委員会、住民福祉課が中心となり、医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な支援をおこなう。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数になるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものになるよう見直す。
- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の取組状況について確認するとともに、点検結果から必要な改善を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果も活用して職場改善を図る。

- ・年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の日数拡大を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- ・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合は、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。
- ・教職員の勤務時間（午前8時～午後4時30分）の周知を図り、学校への連絡等は勤務時間内におこなうことと、緊急な場合を除き、勤務時間後の訪問、電話は控えるよう働きかける。